

令和8年江南市教育委員会2月定例会会議録

開催年月日 令和8年1月30日（金）

場 所 江南市防災センター 災害対策本部会議室

出席委員	教 育 長	高 田 和 明
	教育長職務代理者	山 田 茂 美
	委 員	岩 田 正 武
	委 員	後 藤 鎮 全
	委 員	蟹 江 由 恵

説明のため出席した職員

教育部長	松 本 朋 彦
教育課長兼学校給食課長	仙 田 隆 志
教育課管理指導主事（統括幹）	長 岡 晃 臣
生涯学習課長兼少年センター所長	藤 田 明 恵
スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長	稲 波 克 純
子育て支援課長	長谷川 崇

事務局職員	教育課主幹	源 内 隆 哲
	教育課主任	平 田 千 明

傍聴者数 0名

議事日程

日程第1	会議録署名者の指名
日程第2	教育長諸案件報告
日程第3	議案 第6号 江南市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について
日程第4	協議題 1. 江南市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について 2. 江南市立学校の見守りカメラの設置・運用ガイドラインについて
日程第5	報告事項 1. 令和8年度教育委員会開催予定日について 2. 令和8・9年度学校給食用物資納入業者の指定について

3. 専決による江南市教育委員会の後援名義使用承認について

4. 市教育委員会事務局各課行事予定について

---

午前9時30分 開会

○教育長 ただいまから、教育委員会2月定例会を開会いたします。

---

△日程第1 会議録署名者の指名

○教育長 日程第1、会議録署名者には、会議規則第15条第2項の規定により、教育長において、岩田正武委員、後藤鎮全委員を指名いたします。

---

△日程第3 教育長諸案件報告

1 生駒家文書寄贈式及び記念特別講演 (令和8年1月17日)

生駒家文書展 (令和8年1月17日から1月26日まで)

・豊臣秀吉朱印状、久庵桂昌尼三百回忌書状等1,307点

2 第60回江南市民駅伝競走大会 (令和8年1月25日)

KONAN キッズ ランニングフェスティバル(令和8年1月25日)

3 人事(1/8~1/30)

非常勤任用 (休職補充・妊娠補充・育休補充等)

4 その他

・第32回丹葉地方教育事務協議会教育研究論文表彰 (令和8年1月13日)

仲間と共に学ぶ必要性を見出し、より主体的に取り組もうとする児童の育成

江南市立門弟山小学校 教諭

国際教育の視点に基づいた国語教育・道徳教育の実践

江南市立北部中学校 教諭

- ・ SNS 上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた各教育委員会に対する緊急の対応要請について（令和 8 年 1 月 1 4 日 文部科学省）

見過ごされている暴力行為やいじめがないか、緊急の確認

暴力行為・いじめを決して許容しない学校環境の整備

- ・ 食物アレルギー対応食提供モデル校による先行実施（令和 8 年 2 月から）
- ・ 江南市運動部活動の地域展開に関する推進委員会（令和 8 年 2 月 3 日）
- ・ 江南市いじめ・不登校対策協議会（令和 8 年 2 月 4 日）
- ・ 令和 7 年度中学校卒業式（3月6日）・小学校卒業式（3月19日）の教育委員会参列
- ・ 3 月定例市議会（令和 8 年 2 月 1 9 日開会／3 月 1 6 日閉会予定）

---

### △日程第 3 議案第 6 号 江南市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について

- 教育長 日程第 3、議案に入ります。議案第 6 号、江南市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

（教育課長 資料に基づき説明）

- 教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

- 教育長 質疑もないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。議案第 6 号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 教育長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 4 協議題 1 江南市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

- 教育長 日程第 4、協議題に入ります。協議題 1、江南市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画についてを協議いたします。事務局の説明を求めます。

（管理指導主事 資料に基づき説明）

- 教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

- 岩田委員 非常に多岐に渡って、細かく説明されているのですが、その中で、4 ページの表の下の文書ですが、時間外在校等時間が 45 時間を超える割合は小

学校と中学校で多くなっている、という表現があります。この多いというのは何に比べて多いのか、印象的に多いだけなのかお尋ねします。もう1つは、業務の負担感が大きくなるという表現が、文章の3行目4行目にあります。この負担感が大きくなっている根拠は、例えばアンケートなどをしたのでしょうか、この2点をお尋ねします。

- 管理指導主事　　まず、多くなっているという表現ですが、既に県の働き方改革ロードマップ等でも、或いはそれ以前の方針についてでも、この45時間を切るという方向が出ておりますので、今、それと関連させて考えるならば、まだまだ多いということ表現しました。ご指摘のありましたように、何と比較してという点で言われると、近隣市町と比べ格段に多いわけではないので、その表現については検討したいと思います。負担感が大きくなっている点につきましては、毎月の時間外在校等時間の把握について、どのような内容で45時間を超えているのか、或いは80時間を超えるような業務になっているのかを把握しております。その内容を示すために書いておりますが、こちらについても大きくなっているという表現について、再度検討したいと思います。
- 岩田委員　　6ページの部活動ですが、地域展開について記載されているのですが、文化部という言葉がある方が良いのではないかと感じました。文化部を対象としているということが理解できる文言があると良いのではないのでしょうか。
- 管理指導主事　　部活動の1つ目のところで、これまでは、「運動部活動の地域展開に関する」という文言であったものを、「運動」という文言を取った形で、表現としては意識して変えているつもりでした。それではメッセージがきちんと伝わらない、学校の方で、文化部はどうなってるのだ、というような思いを持たれてしまうのであれば、文化部という言葉を入れることで、きちんとしたメッセージになるように検討したいと思います。
- 岩田委員　　7ページの(2)の学校における措置の推進の1つ目。標準授業時数を大幅に上回ることはない教育課程編成とするため、と書いてありますが、現状として標準授業時数を大幅に上回っているのでしょうか。おそらく標準授業時数を上回っていると思うのですが、多分ぎりぎりで行っている状況だと思いますので、そんなに大幅に上回っているのかなと感じています。それから(2)の一番下ですが、保護者連絡用ツールや、留守番電話機能を活用し、保護者や地域住民と連絡のデジタル化を促進しながら、とあります。保護者連絡用ツールのデジタル化は理解できますが、留守番電話機能はデジタル化と言えるのでしょうか。
- 管理指導主事　　まず1点目の標準授業時数を大幅に、という表現ですが、現状としましては、大幅にならないように調整をしている状況で、例えば1015時間という時数があります。これまでは、20時間ぐらいプラスであると良いという話をしていましたが、文科省の方でも、県の方でも、ぎりぎり良いという感覚があって、標準時数を切るようなことがあったとしても、きちんと内容が実施されているのであれば、大丈夫ですというように、コロナ禍の頃から変化が出てきたと思います。当然、計画の段階で下回ることにはできませんが、特に下校の状況に

よっては、ある程度の余剰時間を計上している学校が多くあります。こちらについても高学年の方をぎりぎりとは言いませんけど、昨年度から今年度にかけて、また今年度から来年度にかけても、工夫をしているところであり、現状としては大幅に上回ることはない状況でございます。中学校においても、中学3年生については、ぎりぎりのところでこれまでと同様に時数を足るように工夫をさせていただいて、1年生と2年生については、多少の余剰がありますけれど、そちらについても工夫をして大幅にはなっていない状況です。この大幅にという言葉は、文科省の方からも、加配の関係もあり大幅に上回ることがないようにしてください、という文書も出ていますので、あえてここでは大幅にという言葉を入れてあります。また、留守番電話がデジタル化なのかどうかについては、再検討したいと思います。

○岩田委員 わかりました。

○後藤委員 8ページの5番で、フォローアップについて記載されており、江南市のホームページで公表すると書いてありますが、ホームページだけではなかなか伝わらないだろうということで、県の方でリーフレットも用意される話がありました。この保護者、地域の皆様、学校運営協議会への理解を深めるために、どのような方法で周知徹底をしていくのか、お考えを教えてください。

○管理指導主事 まず学校運営協議会へは、方針を示していく中で、お伝えをしております。リーフレットですが、まだ手元には届いておりませんので、その内容を見てからでないとお伝えできませんが、保護者の方に配信や配布する形で、お願いをしております。

○蟹江委員 文章だけでは分からないと思いますので、4月に開催されるPTA総会など、そういうところでお示しをいただくのが良いのではないかと思います。

○教育長 ありがとうございます。保護者の方が学校に来ていただける機会が、年に数回はありますので、そういった機会を逸することのないように、私たちも学校の情報をしっかりと把握しながら進めていきたいと思っております。4月1日からの施行に合わせて県もリーフレットの作成を進めているところでありますが、タイアップする形で発信できるように努めてまいりたいと考えています。

○教育長 質疑もつきたようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。本協議題について、一部修正する箇所もございますが、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本協議題を承認することに決定しました。

## 協議題2 江南市立学校の見守りカメラの設置・運用ガイドラインについて

○教育長 協議題2、江南市立学校の見守りカメラの設置・運用ガイドラインについてを協議いたします。事務局の説明を求めます。

(教育課長 資料に基づき説明)

- 教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。
- 岩田委員 ガイドラインそのものは良いと思います。このガイドラインに沿ったカメラの設置について、設置場所だけを見ても相当な箇所になります。その基準に沿ったカメラについては、ある程度公費で負担して、教育委員会のフォローや予算立てが必要になると思います。
- 教育長 これは要望ということでよろしかったでしょうか。
- 岩田委員 はい。よろしく願いいたします。
- 後藤委員 それぞれの学校に寄附などで設置されているカメラについては、ガイドラインに基づき、登録をして管理していくのでしょうか。
- 教育課長 ガイドラインの付則の中にも記載がありますが、このガイドラインの施行前のカメラについても、この規定に基づいて、適切な運用・管理をしてまいります。
- 岩田委員 きちんと整理しながら、各学校において最低限ここには設置をしたほうが良い、というようなことも含めて、よくご検討いただければと思いますのでよろしく願いします。
- 教育課長 承知しました。
- 山田委員 施行日が4月1日からですが、その前に撤去する場合は、申請が必要なのでしょうか。
- 教育課長 必要ではありません。
- 山田委員 わかりました。1 ページの前文では、カメラを教育委員会が設置するようにも読み取れます。カメラの設置について、教育委員会として費用を捻出するのでしょうか。
- 教育部長 今後は、教育委員会がカメラを設置する学校からの申請に基づき、必要と判断すれば設置するのが基本となります。寄附等もございますので、寄附をいただいたときに、どこに設置するかというところについても、教育委員会に申請をして、設置場所を決定する流れで考えております。修繕等についても、今後は教育委員会の方で、費用も捻出することになると考えます。
- 山田委員 わかりました。
- 教育長 今回のガイドラインのポイントとしてはですね、常設のカメラもありますが、緊急時に関するところの対応も書き込んであります。緊急時に、可搬式の見守りカメラというものも想定しながら、事案発生に対応して校長からの申し出により教育長が助言をしながら進めていく一文も入れております。
- 教育長 質疑もつきたようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。本協議題について、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 教育長 御異議なしと認めます。よって、本協議題を承認することに決定しました。

---

△日程第5 報告事項

- 1 令和8年度教育委員会開催予定日について
- 2 令和8・9年度学校給食用物資納入業者の指定について
- 3 専決による江南市教育委員会の後援名義使用承認について
- 4 市教育委員会事務局各課行事予定について

○教育長 以上で、当局より提出されました案件等はすべて終了しました。これをもちまして、教育委員会2月定例会を閉会いたします。

午前10時35分 閉 会